

3 まん延防止対策

(1) 都道府県防疫マニュアルの迅速な改定

勸告	説明図表番号
<p>農林水産大臣は、家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等 8 つの家畜伝染病について、防疫指針を作成し、公表するものとされ、都道府県知事、市町村長等は、防疫指針に基づき、家畜伝染病予防法の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとされている（家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 1 項及び第 3 項、同法施行規則第 1 条の 3）。</p> <p>また、農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされている（家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 6 項）。</p> <p>防疫指針については、平成 16 年の策定以降順次、作成、変更が行われており、農林水産省は、防疫指針に基づく防疫措置の実効を確保するため、家畜伝染病の種類に応じ、防疫作業の具体的な手順等を整理した要領、マニュアル等（例えば、「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」（平成 23 年 12 月農林水産省）など。以下「国防疫マニュアル」と総称する。）を定め、都道府県に通知している。</p> <p>都道府県は、防疫指針に基づく家畜伝染病対策について、国防疫マニュアルも参考に、地域の実情を踏まえた防疫要領（以下「県防疫マニュアル」という。）を策定し、関係者に周知するよう努めるものとされている（注 1）。</p> <p>（注 1）「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成 13 年 9 月 6 日農林水産大臣公表）において、国は、主要な伝染性疾病の防疫方針、発生予防措置の実施、発生時の法に基づく殺処分、移動制限等のまん延防止措置の実施、家畜所有者、獣医師、関係業者等が行うべき措置、組織体制の構築等に関する事項について具体的に記載した要領を定め、その内容を公表するものとされ、都道府県は、必要に応じ、国の定める要領を基本として、地域の実情を踏まえた防疫要領を策定し、関係者に周知するよう努めるものとされている。</p>	<p>表 3-(1)-①</p> <p>表 3-(1)-②、 ③</p>
<p>今回、防疫指針を作成することとされている家畜伝染病のうち、最近の国内における発生状況（注 2）を勘案し、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの 2 つの家畜伝染病について、調査対象 17 道府県における県防疫マニュアルの策定の状況等について調査したところ、各道府県とも県防疫マニュアルは策定されていたが、以下のとおり、防疫指針の変更を踏まえた県防疫マニュアルの改定等が行われていない、県防疫マニュアルの改定等が行われている場合であっても、防疫指針の変更内容の一部が反映されていないなどの状況がみられた。</p> <p>（注 2）最近の国内における家畜伝染病等の発生状況については、項目 1 を参照。</p>	<p>表 3-(1)-④</p>
<p>① 県防疫マニュアルの改定等の状況</p> <p>調査した口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの 2 つの家畜伝染病のうち、口蹄疫については、調査した 17 道府県のうち 6 道県（北海道、群馬県、新潟県、山梨県、鳥取県及び沖縄県）において、平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の変更後 3 年以上が経過しているものの、県防疫マニュアルの改定等が行われておらず、例えば、家畜の異常が確認された場合の農林水産省に対する早期報告に関する</p>	<p>表 3-(1)-⑤</p> <p>表 3-(1)-⑥</p>

る内容の記載がないなど、最新の防疫指針（口蹄疫）の変更内容が反映されていなかった。このうち、特に、北海道については、平成 15 年 8 月に県防疫マニュアルを策定して以降、10 年以上にわたり一度も改定等が行われておらず、このため、16 年に作成された防疫指針（口蹄疫）の内容も十分反映されていない状況となっていた。

残りの 11 府県においては、平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の変更後、県防疫マニュアルの改定等が行われていたが、その内容をみると、例えば、防疫指針（口蹄疫）の変更で新たに追加された口蹄疫に感染していない家畜の予防的殺処分（注 3）に関する内容の記載がないなど、6 県（宮城県、栃木県、愛知県、福岡県、熊本県及び鹿児島県）において、防疫指針（口蹄疫）の変更により見直し又は追加された内容の一部が反映されていなかった。

（注 3）予防的殺処分は、家畜伝染病予防法第 17 条の 2 の規定に基づき、口蹄疫に感染していない健康な家畜であっても、殺すことがやむを得ないと判断される場合に殺処分を行うことをいう。

表 1 平成 23 年の防疫指針変更後における県防疫マニュアルの改定等の状況
（口蹄疫）

区分	該当道府県数
防疫指針の変更後に改定等が行われていないもの	6 道県
防疫指針の変更後に改定等が行われているもの	11 府県
うち防疫指針の変更内容の一部が反映されていないもの	6 県

一方、高病原性鳥インフルエンザについては、調査した 17 道府県のうち 3 県（群馬県、山梨県及び沖縄県）において、平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更後 3 年以上が経過しているものの、県防疫マニュアルの改定等が行われておらず、例えば、患畜又は疑似患畜とされた家きんの病性判定後原則 24 時間以内にと殺を完了し、原則 72 時間以内に焼却又は埋却を行うこととされていないなど、最新の防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更内容が反映されていなかった。

残りの 14 道府県においては、平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更後、県防疫マニュアルの改定等が行われていたが、その内容をみると、例えば、防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更で見直された移動制限区域内の農場等から食鳥処理場・ふ卵場等への出荷や移動制限区域内の食鳥処理場・ふ卵場等における再開に関する内容（注 4）の記載がないなど、4 県（宮城県、岩手県、新潟県及び宮崎県）において、防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更により見直し又は追加された内容の一部が反映されていなかった。

（注 4） i）移動制限区域内の農場等から家きん集合施設（食鳥処理場、GPセンター又はふ卵場）等へ例外的に家きん等を出荷する場合の要件や移動時の措置、 ii）移動制限区域内で停止することとされている家きん集合施設を例外的に再開する場合の要件や再開後の遵守事項が明記された。

表 3-(1)-⑦

表2 平成23年の防疫指針変更後における県防疫マニュアルの改定等の状況
(高病原性鳥インフルエンザ)

区分	該当道府県数
防疫指針の変更後に改定等が行われていないもの	3 県
防疫指針の変更後に改定等が行われているもの	14 道府県
うち防疫指針の変更内容の一部が反映されていないもの	4 県

このように最新の防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の内容を踏まえた改定等が行われていない理由について、調査した道県は、他に優先すべき業務があり、改定等の作業が十分に進まなかったなどとしているが、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の変更後3年以上が経過しながら改定等を行っていない状態は、家畜伝染病の発生予防やまん延防止に対する危機意識が希薄であると考えられる。

また、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の変更内容が一部反映されていないことについて、調査した県は、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）に従って対応すればよく、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の変更内容の全てを県防疫マニュアルに反映する必要はないと判断したなどとしているが、家畜伝染病が発生した場合又は発生が疑われる場合には、迅速かつ的確な防疫措置が求められる状況に鑑みれば、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）と県防疫マニュアルの双方を参照しつつ対応に当たるよりも、最新の防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の内容を適切に反映した県防疫マニュアルに従って、防疫措置を実施していくことで迅速かつ的確な対応が可能になるものと考えられる。

なお、農林水産省は、当省の調査実施後に、「平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を発出し、都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアルについては、平成27年9月9日付けで変更された防疫指針（鳥インフルエンザ）の内容を踏まえた見直しを速やかに行うことを求めているが、同年9月30日現在、口蹄疫に関する県防疫マニュアルについて、同様の対応を求める通知は発出していない。

表3-(1)-⑧

② 国防疫マニュアルに盛り込まれた内容の県防疫マニュアルへの反映状況

平成26年度に高病原性鳥インフルエンザが発生した熊本県においては、発生農場で防疫措置を指揮する現場責任者（家畜防疫員）の業務を補佐する者や関係機関との連絡の補助を行う者を設置していなかったため、円滑な防疫作業を進められなかった反省を踏まえ、26年6月に県防疫マニュアルを改定し、現場責任者の補佐等を行う者を新たに設置し、その役割を明記した。

表3-(1)-⑨

一方、熊本県以外の調査した16道府県の県防疫マニュアルにおける現場責任者の業務を補佐する者等の設置に関する記載状況をみると、9道府県（北海道、宮城県、岩手県、群馬県、新潟県、山梨県、大阪府、鹿児島県及び沖縄県）において、現場責任者の業務を補佐する者等の設置及びその役割が明記されていなかった。

表3-(1)-⑩

た。

熊本県における今回の改定内容は、前述の「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」に既に盛り込まれていた内容であるが、その趣旨や意義が認識されておらず、県防疫マニュアルに反映されていなかったものと考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、家畜伝染病が発生した場合の防疫措置を迅速かつ的確に行う観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、口蹄疫に関する県防疫マニュアルについて最新の防疫指針等の内容を踏まえた改定等を速やかに行うよう指導すること。
- ② 都道府県に対し、今後、防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）等が変更された場合には、変更内容の趣旨や意義を周知し、変更内容を遅滞なく口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアルに確実に反映するよう指導すること。

表 3-1)-① 防疫指針に関する規定等の内容

- 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（抜粋）
 （特定家畜伝染病防疫指針等）
 第3条の2 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査、当該家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。
 2 （略）
 3 都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。
 4・5 （略）
 6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
 7 （略）

- 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）（抜粋）
 （特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病）
 第1条の3 法第3条の2第1項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症（法第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。

○ 防疫指針の変更の状況

家畜伝染病名	防疫指針の作成等の履歴
①牛疫	平成 23 年 10 月 7 日
②牛肺疫	平成 23 年 10 月 7 日
③口蹄疫	<u>平成 16 年 12 月 1 日</u> 23 年 10 月 1 日
④牛海綿状脳症（BSE）	平成 16 年 11 月 29 日 20 年 6 月 30 日 27 年 4 月 1 日
⑤豚コレラ	平成 18 年 3 月 31 日 25 年 6 月 26 日
⑥アフリカ豚コレラ	平成 23 年 10 月 7 日 25 年 6 月 26 日
⑦高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	<u>平成 16 年 11 月 18 日</u> <u>20 年 12 月 20 日</u> <u>23 年 10 月 1 日</u> 27 年 9 月 9 日

（注）下線は当省が付した。

表 3-(1)-② 防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）の概要
（口蹄疫）

<p>平成 16 年 12 月の防疫指針（口蹄疫）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 6 月の家畜伝染病予防法の改正により、農林水産大臣が特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表することとされたことを受けて、「口蹄疫防疫要領の制定について」（平成 14 年 6 月 24 日付け 14 生畜第 1816 号農林水産省生産局畜産部長通知）を踏まえ、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的として作成 	
<p>第 1 基本方針 殺処分等／移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限／ワクチン</p> <p>第 2 防疫措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置 異常家畜の通報／家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置／都道府県畜産主務課の措置／動物衛生課の措置／病性の決定 病性決定時の措置 発表／防疫対策本部の設置／家畜防疫員の動員／農林水産省等からの防疫専門家の派遣／公示、通報及び報告 発生地における防疫措置 一般緊急措置／と殺の指示及び評価／殺処分／死体の処理／消毒等／汚染物品の処理／人員の確保／防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点 接触したおそれのある感受性動物の追跡 追跡調査／調査に基づく措置 移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限 通行の制限又は遮断／移動制限区域／搬出制限区域 立入検査、血清疫学調査等 ワクチン 感染源及び感染経路の究明 <p>第 3 防疫対応の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 危機管理体制の構築 試験研究機関等との連携 適切な飼養衛生管理方法の助言等 	
<p>平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年の宮崎県での口蹄疫の発生状況、平成 23 年の家畜伝染病予防法の改正を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化を図るため、変更 	
<p>第 1 基本方針</p> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 農林水産省の取組 都道府県の取組 市町村・関係団体の取組 <p>第 3 異常家畜の発見及び検査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応 都道府県による臨床検査 検体の送付 陽性判定時に備えた準備 経過観察 <p>第 4 病性の判定</p>	<p>第 7 通行の制限（法第 15 条）</p> <p>第 8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 制限区域の設定 制限区域の変更 制限区域の解除 制限の対象 制限の対象外 <p>第 9 家畜集合施設の開催等の制限（法第 33 条・第 34 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動制限区域内の制限 搬出制限区域内の制限 制限の対象外 <p>第 10 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2）</p>

<ul style="list-style-type: none"> 1 病性の判定方法 2 患畜及び疑似患畜 第5 病性判定時の措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 関係者への連絡 2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携 3 報道機関への公表等 4 防疫措置に必要な人員の確保 第6 発生農場における防疫措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 と殺（法第16条） 2 死体の処理（法第21条） 3 汚染物品の処理（法第23条） 4 畜舎等の消毒（法第25条） 5 家畜の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 第11 ウイルスの浸潤状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> 1 疫学調査 2 移動制限区域内の周辺農場の調査 第12 予防的殺処分（法第17条の2） <ul style="list-style-type: none"> 1 予防的殺処分の実施の判断 2 予防的殺処分の実施手順等 第13 ワクチン 第14 家畜の再導入 <ul style="list-style-type: none"> 1 導入前の検査 2 導入後の検査 第15 発生の原因究明 第16 その他
--	--

(注) 平成16年12月及び23年10月の防疫指針（口蹄疫）を基に当省が作成した。

（高病原性鳥インフルエンザ）

平成16年11月（20年12月最終変更）の防疫指針（鳥インフルエンザ）

- ・ 平成15年6月の家畜伝染病予防法の改正により、農林水産大臣が特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表することとされたことを受けて、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルの制定について」（平成15年9月17日付け15消安第1736号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）を踏まえ、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的として作成

<ul style="list-style-type: none"> 第1 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 1 異常家きん等の通報 2 殺処分等 3 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限 4 ワクチン 第2 防疫措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置 異常家きん等の通報／家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置／動物衛生研究所における病性鑑定／病性の決定 2 病性決定時の措置 発表／対策本部の設置／家畜防疫員の動員／農林水産省等からの防疫専門家の派遣／公示、報告又は通報 3 発生農場における防疫措置 基本事項／一般緊急措置／殺処分／死体の処理／消毒等／汚染物品の処理／人員の確保／防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点 4 疫学関連農場等における防疫措置 同居歴による疑似患畜／患畜となるおそれがある家畜 5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限 移動制限区域／搬出制限区域 6 清浄性の確認のための検査等 移動制限区域及び搬出制限区域における検査／移動制限の解除後の検査／発生農場の経営再開のための検査／その他の区域における措置 7 ワクチン 8 感染経路の究明
--

<p>9 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合における防疫措置 農場監視プログラムの適用／関連農場の検査／移動制限区域</p> <p>第3 防疫対応の強化</p> <p>1 危機管理体制の構築</p> <p>2 試験研究機関等の連携</p> <p>3 監視体制の維持（モニタリングの対象、モニタリング検査の実施）</p>	
<p>平成23年10月の防疫指針（鳥インフルエンザ）</p> <p>・平成22年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況、平成23年の家畜伝染病予防法の改正を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化を図るため、変更</p>	
<p>第1 基本方針</p> <p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>1 農林水産省の取組</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>3 市町村・関係団体の取組</p> <p>第3 発生予察のための監視</p> <p>1 定点モニタリング</p> <p>2 強化モニタリング</p> <p>3 モニタリング結果の報告等</p> <p>4 モニタリングを行う検査員の遵守事項</p> <p>5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等</p> <p>第4 異常家きん等の発見及び検査の実施</p> <p>1 家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応</p> <p>2 都道府県による農場での検査等</p> <p>3 陽性判定時に備えた準備</p> <p>4 都道府県による家畜保健衛生所での検査</p> <p>5 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応</p> <p>第5 病性の判定</p> <p>1 病性の判定方法</p> <p>2 患者及び疑似患者</p> <p>3 農場監視プログラムの対象家きん</p> <p>第6 病性判定時の措置</p> <p>1 関係者への連絡</p> <p>2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携</p> <p>3 報道機関への公表等</p> <p>4 防疫措置に必要な人員の確保</p> <p>第7 発生農場における防疫措置</p> <p>1 と殺（法第16条）</p> <p>2 死体の処理（法第21条）</p> <p>3 汚染物品の処理（法第23条）</p> <p>4 家きん舎等の消毒（法第25条）</p> <p>5 家きんの評価</p>	<p>第8 通行の制限（法第15条）</p> <p>第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）</p> <p>1 制限区域の設定</p> <p>2 制限区域の変更</p> <p>3 制限区域の解除</p> <p>4 制限の対象</p> <p>5 制限の対象外</p> <p>第10 家きん集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）</p> <p>1 移動制限区域内の制限</p> <p>2 搬出制限区域内の制限</p> <p>3 制限の対象外</p> <p>第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）</p> <p>第12 ウイルスの浸潤状況の確認</p> <p>1 疫学調査</p> <p>2 制限区域内の周辺農場の検査</p> <p>3 検査員の遵守事項</p> <p>4 その他</p> <p>第13 ワクチン（法第31条）</p> <p>第14 家きんの再導入</p> <p>第15 農場監視プログラム</p> <p>1 農場監視プログラムの適用</p> <p>2 移動制限</p> <p>3 周辺農場の検査</p> <p>4 清浄性の確認のための検査</p> <p>5 家きんの再導入</p> <p>6 疫学調査</p> <p>第16 発生の原因究明</p> <p>第17 その他</p>

平成 27 年 9 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）

- ・ 平成 23 年 10 月に防疫指針を公表してから 3 年が経過することを踏まえ、より実態に即し、また、関係者の理解がより一層深まるようにするため、変更

<p>第 1 基本方針</p> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産省の取組 2 都道府県の取組 3 市町村及び関係団体の取組 <p>第 3 発生予察のための監視</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定点モニタリング 2 強化モニタリング 3 モニタリング結果の報告等 4 モニタリングを行う検査員の遵守事項 5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等（法第 10 条） <p>第 4 異常家きん等の発見及び検査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応 2 農場での検査等 3 農場における措置 4 陽性判定時に備えた準備 5 都道府県による家畜保健衛生所での検査 6 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応 7 その他 <p>第 5 病性等の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病性の判定方法 2 患畜及び疑似患畜 3 農場監視プログラムの対象家きん <p>第 6 病性等判定時の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係者への連絡 2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携 3 報道機関への公表等 4 防疫措置に必要な人員の確保 <p>第 7 発生農場等における防疫措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 と殺（法第 16 条） 2 死体の処理（法第 21 条） 3 汚染物品の処理（法第 23 条） 4 家きん舎等の消毒（法第 25 条） 5 家きんの評価 	<p>第 8 通行の制限又は遮断（法第 15 条）</p> <p>第 9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制限区域の設定 2 制限区域の変更 3 制限区域の解除 4 制限の対象 5 制限の対象外 <p>第 10 家きん集合施設の開催等の制限（法第 33 条、第 34 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移動制限区域内の制限 2 搬出制限区域内の制限 3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限 4 制限の対象外 <p>第 11 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2 等）</p> <p>第 12 ウイルスの浸潤状況の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 疫学調査 2 制限区域内の周辺農場の検査 3 1 の(2)又は 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応 4 検査員の遵守事項 <p>第 13 ワクチン（法第 31 条）</p> <p>第 14 家きんの再導入</p> <p>第 15 農場監視プログラム</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農場監視プログラムの適用 2 移動制限 3 周辺農場の検査 4 清浄性の確認のための検査 5 家きんの再導入 6 疫学調査 <p>第 16 発生の原因究明</p> <p>第 17 その他</p>
--	--

(注) 平成 16 年 11 月（20 年 12 月最終変更）、23 年 10 月及び 27 年 9 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）を基に当省が作成した。

表 3-1(1)-③ 平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）の主な変更の内容
（口蹄疫）

区分	平成 23 年 10 月の防疫指針の主な変更点
A	都道府県は、家畜の所有者等から口蹄疫を疑う症状の届出を受けた場合は農林水産省に直ちに報告（第 3-1）
B	都道府県は、特定症状を確認した場合は農林水産省に直ちに報告（第 3-2-(3)）
C	患畜又は疑似患畜は、農場内で原則として病性の判定後 24 時間以内にと殺完了（第 6-1-(3)）
D	患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜の判定後 72 時間以内に発生農場又はその周辺で埋却（第 6-2-(1)）
E	発生農場における埋却等の処理をすることとされている口蹄疫の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある汚染物品について、精液及び受精卵にあっては病性判定から遡って 21 日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除外（第 6-3-(1)）
F	汚染物品を農場から移動させる場合に講ずる措置を明記（第 6-3-(2)）
G	移動制限区域又は搬出制限区域（第 8-1-(1)・(2)） ・ 移動制限区域は、発生農場を中心とした半径 10km 以内を設定（10km を超えた設定も可）。搬出制限区域は、発生農場を中心とした半径 20km 以内の移動制限区域に外接する区域（10km を超えて移動制限区域を設定した場合は、移動制限区域の外縁から 10km 以内の区域）に設定
H	疫学調査（第 11-1） ・ ルールの明確化（疫学調査の実施方法、実施手順、調査対象、調査事項を明記） ・ 人の出入りは病性判定日から少なくとも 21 日間調査を実施
I	周辺農場の調査のルールの明確化（第 11-2） ・ 発生状況確認検査（患畜又は疑似患畜の判定後直ちに移動制限区域内の家畜の所有者に電話等により確認。原則として 24 時間以内に少なくとも発生農場から半径 1km 以内の区域にある農場及び移動制限区域内の大規模飼養農場に対し立ち入り、臨床検査等を実施） ・ 清浄性確認検査（防疫措置が完了した 10 日後に移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査等を実施）
J	予防的殺処分（第 12） ・ 予防的殺処分の実施を決定する要素（通報の遅さ、感染の広がり、環境要因、防疫措置の進捗状況）、農林水産大臣が策定する緊急防疫指針に基づき都道府県が実施することを明記
K	家畜の再導入（導入前の検査及び導入後の検査の実施方法を明記）（第 14）

- (注) 1 平成 16 年 12 月及び 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）を基に当省が作成した。
2 「平成 23 年 10 月の防疫指針の主な変更点」欄は、表 3-1(1)-⑤と同じ。

平成 16 年 12 月の防疫指針の内容	
家畜の所有者等から異常家畜の通報を受けた場合の農林水産省に対する報告時点の明記なし	←
明記なし	←
と殺を完了するまでの時間の明記なし	←
埋却を完了するまでの時間の明記なし	←
精液及び受精卵については、原則として全て埋却	←
具体的に講ずる措置の明記なし	←
移動制限区域は、発生地を中心とした半径 10km 以内に設定（5km～30km まで拡大・縮小可） 搬出制限区域は、移動制限区域に外接する発生地を中心とした半径 20km 以内に設定（10km～50km まで拡大・縮小可）	←
疫学調査を行う対象、調査項目の明記なし 人の出入りは過去 7 日間調査を実施	←
発生状況確認検査、清浄性確認検査の具体的な方法、手順の明記なし	←
予防的殺処分に係る内容がワクチン接種に係る内容に含まれ、ワクチンの使用に当たって考慮する要素等の明記なし	←
明記なし	←

(高病原性鳥インフルエンザ)

区分	平成23年10月の防疫指針の主な変更点
A	野鳥等の家さん以外の鳥類で感染が確認された場合の対応手順を明記（第3-5）
B	都道府県は、家さんの所有者等から防疫指針に定められた状況に関する届出等を受けた場合の農林水産省に対する報告（第4-1-1）
C	患畜又は疑似患畜は、農場内で原則として病性の判定後24時間以内にと殺完了（第7-1-3）
D	患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜の判定後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺で埋却（第7-3-1）
E	汚染物品を農場から移動させる場合に講ずる措置を明記（第7-3-2）
F	家さんの評価に関する手順を明記（第7-5）
G	家畜伝染病予防法第15条に基づき通行の制限又は遮断に関する手順を明記（第8）
H	移動制限区域又は搬出制限区域（第9-1-1）・（2） <ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場を中心として、移動制限区域は半径3km以内（10km以内、10kmを超えた設定も可）、搬出制限区域は半径10km以内の移動制限区域に外接する区域に設定 低病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場を中心として、移動制限区域は半径1km以内（5km以内、5kmを超えて設定も可）、搬出制限区域は、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域に設定
I	移動又は搬出の制限の対象とされていない移動制限区域内の農場等から食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場等への出荷要件及び家さん等の移動時に講ずべき措置を明記（第9-5）
J	移動制限区域内で停止することとされている家さん集合施設（食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場）を例外として再開する場合の要件及び再開後の遵守事項を明記（第10-3）
K	消毒ポイントの設置の手順等を明記（第11）
L	疫学調査ルールの明確化（調査の実施方法、調査対象、調査事項を明記）（第12-1）
M	周辺農場の調査のルールの明確化（第12-2） <ul style="list-style-type: none"> 発生状況確認検査（患畜又は疑似患畜の判定後原則として24時間以内の実施） 清浄性確認検査（移動制限区域内の発生農場の防疫措置が完了した10日後に実施）

(注) 1 平成16年11月（20年12月最終変更）及び23年10月の防疫指針（鳥インフルエンザ）

2 「平成23年10月の防疫指針の主な変更点」欄は、表3-1-⑦と同じ。

平成16年11月（20年12月）の防疫指針の内容
明記なし
明記なし
と殺を完了するまでの時間の明記なし
焼却等を完了するまでの時間の明記なし
具体的に講ずる措置の明記なし
明記なし
明記なし
<ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザの移動制限区域は、発生農場を中心とした半径10km以内に設定（5km～30kmの範囲まで拡大・縮小可）。搬出制限区域は、この範囲で移動制限区域以外の区域に設定 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの移動制限区域は、発生農場を中心とした半径5km以内に設定（半径30km以内まで拡大可）
出荷に当たっての要件及び家さん等の移動時に講ずべき措置の明記なし
再開するに当たっての要件及び再開後の遵守事項の明記なし
明記なし
明記なし
<ul style="list-style-type: none"> 発生状況確認検査（24時間以内の記載なし） 清浄性確認検査（防疫措置が完了した10日後でなく、最終発生に係る発生状況確認検査のための検査材料の採取完了後10日以上経過し、検査結果が陰性で、防疫措置の完了後に実施）

を基に当省が作成した。

表 3-(1)-④ 調査対象 17 道府県における県防疫マニュアルの策定状況

調査対象道府県	口蹄疫に関する県防疫マニュアル	高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアル
北海道	「口蹄疫防疫対応マニュアル（平成 15 年 8 月 7 日策定）」	「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」（平成 23 年 10 月 5 日変更）
宮城県	「宮城県口蹄疫対策本部設置・運営マニュアル」（平成 25 年 11 月変更）、「宮城県口蹄疫防疫マニュアル」（平成 25 年 3 月策定）」	「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部設置運営マニュアル」（平成 24 年 11 月変更）、「宮城県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」（平成 24 年 3 月 29 日変更）
岩手県	「岩手県口蹄疫防疫マニュアル」（平成 24 年 3 月策定）、「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」（平成 25 年 4 月策定）（注 2）	「岩手県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」（平成 23 年 12 月変更）、「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」（平成 25 年 4 月策定）（注 2）
秋田県	「秋田県口蹄疫防疫対応マニュアル」（平成 25 年 4 月変更）、「秋田県口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」（平成 25 年 4 月策定）」	「秋田県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」（平成 25 年 2 月変更）、「秋田県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」（平成 25 年 2 月策定）」
栃木県	「栃木県口蹄疫対策要領」（平成 25 年 1 月策定）、「栃木県口蹄疫初動防疫対応マニュアル」（平成 25 年 7 月変更）」	「栃木県鳥インフルエンザ対応要領」（平成 25 年 1 月 31 日策定）、「栃木県鳥インフルエンザ初動防疫対応マニュアル」（平成 25 年 10 月変更）」
群馬県	「群馬県口蹄疫防疫指針」（平成 22 年 9 月 3 日策定）」	「群馬県高病原性鳥インフルエンザ防疫措置マニュアル」（平成 21 年 6 月 24 日策定）」
新潟県	「新潟県口蹄疫発生時対策要領」（平成 22 年 8 月 6 日変更）、「新潟県口蹄疫対応標準マニュアル」（平成 22 年 8 月 6 日策定）、「口蹄疫家畜埋却処理作業手順書」（平成 22 年 9 月 1 日策定）、「口蹄疫消毒ポイント作業手順書」（平成 22 年 9 月 1 日策定）」	「新潟県鳥インフルエンザ発生時対策要領」（平成 23 年 11 月 16 日変更）、「地域振興局版鳥インフルエンザ対応標準マニュアル」（平成 23 年 12 月 4 日変更）、「高病原性鳥インフルエンザ防疫作業手順書～埋却作業～」（平成 23 年 3 月 15 日策定）、「高病原性鳥インフルエンザ防疫作業手順書～消毒ポイント作業～」（平成 23 年 3 月 15 日策定）」
山梨県	「山梨県口蹄疫防疫マニュアル」（平成 22 年 8 月策定）」	「山梨県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」（平成 23 年 1 月 27 日策定）」
愛知県	「愛知県口蹄疫対策実施要綱」（平成 24 年 2 月策定）」	「愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱」（平成 23 年 11 月策定）」
大阪府	「大阪府口蹄疫防疫対策要領」（平成 26 年 1 月変更）」	「大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」（平成 25 年 8 月変更）」
鳥取県	「鳥取県口蹄疫防疫対策マニュアル」（平成 23 年 2 月 22 日変更）」	「鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル 2013-2014 版」（平成 26 年 3 月 6 日変更）」
島根県	「島根県口蹄疫防疫対策マニュアル」（平成 22 年 8 月 31 日策定）、「島根県口蹄疫家畜防疫業務マニュアル」（平成 26 年 10 月 31 日策定）、「家畜伝染病防疫従事者確保マニュアル」（平成 25 年 4 月 1 日変更）（注 2）	「島根県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」（平成 23 年 11 月 1 日変更）、「島根県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ家畜防疫業務マニュアル」（平成 25 年 10 月変更）、「家畜伝染病防疫従事者確保マニュアル」（平成 25 年 4 月 1 日変更）（注 2）

調査対象道府県	口蹄疫に関する県防疫マニュアル	高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアル
福岡県	「福岡県口蹄疫防疫対策行動基準」(平成24年6月15日変更)、「口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等発生時の消毒実施マニュアル」(平成26年3月25日変更)(注2)、「口蹄疫発生時の現地対策本部設置マニュアル」(平成26年3月31日変更)、「口蹄疫発生時の発生農場等における防疫措置マニュアル」(平成26年3月31日変更)、「口蹄疫発生時の家畜処分マニュアル」(平成26年3月14日変更)、「口蹄疫発生時の集合場所運営マニュアル」(平成26年3月27日変更)、「口蹄疫病性鑑定マニュアル」(平成26年3月20日変更)	「福岡県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策行動基準」(平成24年6月15日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ防疫実施マニュアル」(平成22年3月改変更)、「口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等発生時の消毒実施マニュアル」(平成26年3月25日変更)(注2)、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の現地対策本部設置マニュアル」(平成26年3月31日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の発生農場等における防疫措置マニュアル」(平成26年3月31日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の家きん処分マニュアル」(平成26年3月27日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の集合場所運営マニュアル」(平成26年3月27日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ病性鑑定マニュアル」(平成26年3月20日変更)
熊本県	「熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル」(平成24年2月23日変更)	「熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」(平成26年6月30日変更)
宮崎県	「宮崎県口蹄疫防疫マニュアル」(平成24年3月変更)	「宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」(平成24年3月変更)
鹿児島県	「鹿児島県口蹄疫防疫対策マニュアル」(平成24年4月1日変更)	「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」(平成24年4月1日変更)
沖縄県	「沖縄県口蹄疫防疫方針」(平成22年6月16日策定)、「沖縄県口蹄疫初動防疫マニュアル」(平成22年7月1日変更)、「沖縄県口蹄疫侵入防止対策ガイドライン」(平成22年7月1日策定)	「沖縄県高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」(平成20年11月1日策定)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」(平成25年4月策定)、島根県の「家畜伝染病防疫従事者確保マニュアル」(平成25年4月1日変更)及び福岡県の「口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等発生時の消毒実施マニュアル」(平成26年3月25日変更)については、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ双方に関する内容のため、両欄に記載した。

表3-1)-⑤ 平成23年10月の防疫指針（口蹄疫）の主な変更点と調査対象17道府県の県防疫マニユアルへの反映状況

	県防疫マニユアル 未改定等	県防疫マニユアル改定等済み																
		北海道	群馬県	新潟県	山梨県	鳥取県	沖縄県	宮城県	岩手県	秋田県	栃木県	愛知県	大阪府	島根県	福岡県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
A	都道府県は、家畜の所有者等から口蹄疫を疑う症状の届出を受けた場合は農林水産省に直ちに報告（第3-1）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B	都道府県は、特定症状を確認した場合は農林水産省に直ちに報告（第3-2-(3)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C	患者又は疑似患者は、農場内で原則として病性の判定後24時間以内にと殺完了（第6-1-(3)）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D	患者又は疑似患者の死体については、原則として、患者又は疑似患者の判定後72時間以内に発生農場又はその周辺で埋却（第6-2-(1)）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E	発生農場における埋却等の処理をすることとされている口蹄疫の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある汚染物品について、精液及び受精卵にあっては病性判定から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除外（第6-3-(1)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
F	汚染物品を農場から移動させる場合に講ずる措置を明記（第6-3-(2)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
G	移動制限区域又は搬出制限区域（第8-1-(1)・(2)） ・ 移動制限区域は、発生農場を中心とした半径10km以内に設定（10kmを超えた設定も可）。 搬出制限区域は、発生農場を中心とした半径20km以内の移動制限区域に外接する区域（10kmを超えて移動制限区域を設定した場合は、移動制限区域の外縁から10km以内の区域）に設定	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
H	疫学調査（第11-1） ・ ルールの明確化（疫学調査の実施方法、実施手順、調査対象、調査事項を明記） ・ 人の出入りは病性判定日から少なくとも21日間調査を実施	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I	周辺農場の調査のルールの明確化（第11-2） ・ 発生状況確認検査（患者又は疑似患者の判定後直ちに移動制限区域内の家畜の所有者に電話等により確認。原則として24時間以内に少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場及び移動制限区域内の大規模飼養農場に対し立ち入り、臨床検査等を実施） ・ 清浄性確認検査（防疫措置が完了した10日後に移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査等を実施）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
J	予防的殺処分（第12） ・ 予防的殺処分の実施を決定する要素（通報の遅さ、感染の広がり、環境要因、防疫措置の進捗状況）、農林水産大臣が策定する緊急防疫指針に基づき都道府県が実施することを明記	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
K	家畜の再導入（導入前の検査及び導入後の検査の実施方法を明記）（第14）	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成23年10月の防疫指針（口蹄疫）の主な変更点」欄の（ ）内は防疫指針（口蹄疫）の項目番号を示す。

3 表中の「○」は防疫指針（口蹄疫）の変更内容が県防疫マニユアルに反映されているもの、「×」は未記載又は未反映のものを示す。

4 群馬県、新潟県、山梨県、鳥取県及び沖縄県においては、平成22年度の口蹄疫の発生を受けて、農林水産省が22年6月に策定した「口蹄疫防疫措置実施マニユアル」に基づき、県防疫マニユアルの内容の一部を変更している。

表 3-1(1)-⑥ 北海道の口蹄疫に關する県防疫マニュアルに、平成 16 年 12 月及び 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の内容が反映されていない状況

反映されていない防疫指針 （口蹄疫）の主な内容	平成 23 年 10 月の防疫指針 （口蹄疫）の記載概要	平成 16 年 12 月の防疫指針 （口蹄疫）の記載概要	北海道の「口蹄疫防疫対応 マニュアル」（平成 15 年 8 月 7 日） の記載概要
G 移動制限区域の範囲	第 8-1-(1) ・ 原則として、発生農場を中心とした半径 10km 以内の区域 ただし、動物衛生課と協議の上、半径 10km を超えて設定可	第 5-(2)-ア ・ 原則として、発生地を中心とした半径 10km 以内の区域 ただし、動物衛生課と協議の上、半径 5～30km の範囲まで拡大又は縮小可	VI-2 ・ 原則として、発生地を中心として半径 20km 以内の地域とし、最小半径 10km 以内の範囲で農水省と協議して定める
G 搬出制限区域の範囲	第 8-1-(2) ・ 原則として、発生農場を中心とした半径 20km 以内の移動制限区域に外接する区域 ただし、移動制限区域を、半径 10km を超えて設定する場合には、移動制限区域の外縁から 10km 以内の区域を設定	第 5-(3)-ア ・ 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径 20km 以内の地域 ただし、動物衛生課と協議の上、半径 10～50km の範囲まで拡大又は縮小可	VI-3 ・ 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径 50km 以内の地域で、農水省と協議して定める

(注) 1 平成 16 年 12 月及び 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）並びに北海道の「口蹄疫防疫対応マニュアル」を基に当省が作成した。

2 平成 16 年 12 月の防疫指針（口蹄疫）は、農林水産省が 14 年 6 月 24 日に作成した「口蹄疫防疫要領」を基に作成されており、両者の章立て、項目、内容については共通点が多くみられる。北海道の「口蹄疫防疫対応マニュアル」は、「口蹄疫防疫要領」に沿って作成されているため、平成 16 年の防疫指針（口蹄疫）との相違点は、本表に記載した内容などの一部の点のみである。

表 3-1(1)-⑦ 平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の主な変更点と調査対象 17 道府県の防疫マニュアルへの反映状況

A	野鳥等の家さん以外の鳥類で感染が確認された場合の対応手順を明記（第 3-5）	防疫マニュアル未改定等	県防疫マニュアル改定等済み																		
			群馬県	山梨県	沖縄県	北海道	宮城県	岩手県	秋田県	栃木県	新潟県	愛知県	大阪府	島根県	福岡県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
B	都道府県は、家さんの所有者等から防疫指針に定められた状況に関する届出等を受けた場合の農林水産省に対する報告（第 4-1-1）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
C	患者又は疑似患者は、農場内で原則として病性の判定後 24 時間以内にと殺完了（第 7-1-3）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
D	患者又は疑似患者の死体については、原則として、患者又は疑似患者の判定後 72 時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺で埋却（第 7-3-1）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
E	汚染物品を農場から移動させる場合に講ずる措置を明記（第 7-3-2）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
F	家さんの評価に関する手順を明記（第 7-5）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
G	家畜伝染病予防法第 15 条に基づく通行の制限又は遮断に関する手順を明記（第 8）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
H	移動制限区域又は搬出制限区域（第 9-1-1）・（2） ・ 高病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場を中心として、移動制限区域は半径 3km 以内（10km 以内、10km を超えた設定も可）、搬出制限区域は半径 10km 以内の移動制限区域に外接する区域に設定 ・ 低病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場を中心として、移動制限区域は半径 1km 以内（5km 以内、5km を超えて設定も可）、搬出制限区域は、発生農場を中心とした半径 5km 以内の移動制限区域に外接する区域に設定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I	移動又は搬出の制限の対象とされていない移動制限区域内の農場等から食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場等への出荷要件及び家さん等の移動時に講ずべき措置を明記（第 9-5）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
J	移動制限区域内で停止することとされている家さん集合施設（食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場）を例外として再開する場合の要件及び再開後の遵守事項を明記（第 10-3）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
K	消毒ポイントの設置の手順等を明記（第 11）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
L	疫学調査ルールの特例（調査の実施方法、調査対象、調査事項を明記）（第 12-1）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
M	周辺農場の調査のルールの特例（第 12-2） ・ 発生状況確認検査（患者又は疑似患者の判定後原則として 24 時間以内に実施） ・ 清浄性確認検査（移動制限区域内の発生農場の防疫措置が完了した 10 日後に実施）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の主な変更点」欄の（ ）内は防疫指針（鳥インフルエンザ）の項目番号を示す。

3 表中の「○」は防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更内容が防疫マニュアルに反映されているもの、「×」は未記載又は未反映のものを示す。

表 3-(1)-⑧ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知)における県防疫マニュアルの改定等に関する内容(抜粋)

3 その他
(1) (中略)
また、 <u>防疫指針の改正に伴い、各都道府県で作成している防疫マニュアル等について、防疫指針の内容を踏まえた見直しを速やかに行うこと。</u>

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(1)-⑨ 熊本県以外の調査対象 16 道府県における現場責任者の業務を補佐する者等の設置に関する県防疫マニュアルへの記載状況

区分		該当道府県
発生農場で防疫措置を指揮する現場責任者の業務を補佐する者や関係機関との連絡の補助を行う者の設置	明記されているもの	7 県 (秋田県、栃木県、愛知県、鳥取県、島根県、福岡県、宮崎県)
	明記されていないもの	9 道府県 (北海道、宮城県、岩手県、群馬県、新潟県、山梨県、大阪府、鹿児島県、沖縄県)

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(1)-⑩ 「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」(平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)の概要

目的	<p>(1) 平成22年度、我が国ではかつてなかったほど、高病原性鳥インフルエンザが発生し、平成22年11月の島根県での発生以降、翌年3月までの間に9県24農場で発生し、最終的な殺処分羽数は183万羽に至りました。ほとんどの事例では迅速に通報され、各県の初動対応も的確であったことから、発生農場周辺でまん延するような事態は避けることができました。</p> <p>(2) 平成23年8月に公表された疫学調査の中間取りまとめによると、ウイルスの侵入は、従来からの朝鮮半島を経由した経路に加え、シベリアの北方営巣地から直接持ち込まれる新たな経路の可能性も指摘されており、今後も侵入リスクが高い水準で推移する可能性も否定できません。</p> <p>(3) 鳥インフルエンザウイルスが国内に侵入しても、ウイルスが農場内へ侵入して家さんへ接触することを防げれば、本病が発生することはなく、そのためには生産段階における衛生管理を徹底しておくことが大切です。</p> <p>(4) しかしながら、本病の発生リスクをゼロにすることは不可能であることから、日頃から発生した場合に備えた危機管理体制を構築しておく必要があります。<u>そのためには、緊急連絡網の整備や実践的な防疫作業マニュアルの策定、さらには定期的な防疫演習などに取り組んでいくことが重要です。</u></p> <p>(5) 昨年度の防疫対応で得た経験を風化させることなく、今後に備えていくため、防疫作業の現場で活用できる標準的な防疫作業マニュアルとして本書を作成しました。各都道府県におかれましては、本マニュアルなどを参考にしながら、市町村、関係機関、関係団体等の協力のもと、日頃から効果的な防疫体制を整備していただくようお願いいたします。</p>
----	---

	<p>(6) なお、本マニュアルは高病原性鳥インフルエンザに関する標準的なケースを想定して作成しておりますが、各都道府県の体制や本病の発生状況によって、作業の進め方が大きく変わるため、現場では柔軟に対応していく必要があります。各都道府県におかれましては、それぞれの実情に合わせて、市町村、関係機関、関係団体等の協力のもと、日頃から体制を整備していただくようお願いいたします。また、本マニュアルは、今後定期的に行うこととしている防疫演習の結果や防疫関連技術の進展を踏まえて、必要に応じて改訂していきたいと考えております。</p> <p>※ 低病原性鳥インフルエンザについては、防疫指針上、移動制限区域の設定等が異なりますが、基本的には本マニュアルに準じて対応します。</p> <p>(7) 最後になりますが、本マニュアルの作成に当たっては、都道府県を始めとして多くの関係者から資料や写真を提供していただいております、この場をお借りして感謝申し上げます。</p>
<p>概要</p>	<p>I. 本マニュアルの目的 II. 発生に備えた日頃からの準備 III. 殺処分前の準備作業 IV. 殺処分の実施 V. 殺処分後の作業 VI. 埋却作業 VII. 焼却・化製処理作業 VIII. 消毒作業</p> <p>○参考資料 (防護具の着脱方法、防疫作業に必要な資材と人員の例、家きんの埋却に必要な標準的な面積、発生農場の防疫作業に関するタイムスケジュール、一般的に用いられる消毒薬の種類)</p>
<p>防疫措置を指揮する現場責任者の補佐等に関する内容</p>	<p>○ 防疫作業各係における作業内容、役割分担 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総括 (人員の確認、作業工程の事前説明、作業の進行・調整、作業工程の打合せ、重機等の配備、作業場所の確認、事故・問題が発生した場合の連絡先の確認と対応)</u> ・ その他 (サポート係、評価係、殺処分係、搬出係、車両消毒係、農場清掃消毒係、埋却係) <p>○ 係編成に当たっては、各係の作業を円滑に進め、作業者の安全を確保するため、<u>各係の作業の責任者としてのチームリーダーと補佐するサブリーダーを決めておくことが大切</u></p>

(注)「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」を基に当省が作成した。